

老人医療

70才以上の方または、一定の障害（身体障害者手帳1級～4級の一部、障害年金2級以上、療育手帳A）をお持ちの65才から69才までの方は、老人保健法による医療の給付を受けることができます。

届出が必要な場合

- ・加入している保険が変わったとき。
- ・住所を変更したとき（転入、転出、転居）
- ・死亡したとき
- ・交通事故にあり、老人保健で治療を受けたとき

受診の際の

一部負担金

- 通院 1,020円（一月当たり）
- 入院 710円（一日当たり）
- 入院時食事療養費負担金 760円（一日当たり）

入院時

一部負担金の特例

減額 減免

- ①町民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者の方で町長の認定を受けた方の入院は、2ヶ月を限度として300円となります。
- ②特定疾病（慢性腎不全、血友病）の治療を受ける方が、同じ医療機関に継続して入院し、支払った一部負担金の合計が1万円を超えるときは、その月のその後の一部負担金が免除されます。



ます。
③入院時の食事療養に係る負担額の取扱いは左表のとおりとなります。

老人医療受給対象者の分類		1日当たり標準負担額	
A	一般老人医療受給対象者（B、Cのいずれにも該当しない者）	760円	
B	低所得者世帯に属する老人医療受給対象者（Cに該当する者を除く）	(B1) 過去1年の入院期間が90日以下（長期非該当者）	650円
		(B2) 過去1年の入院期間が90日超（長期該当者）	500円
C	低所得者世帯に属する老齢福祉年金受給権者	300円	

（平成8年10月1日以降）

①②③いずれの場合も申請が必要となります。

お問い合わせは
役場民生課福祉係まで！
☎43-0211（ハ）

年金

平成9年1月から
基礎年金番号
になります



みんなの年金を守る鍵になるよ。

ポイント 1
基礎年金番号は、あなたの年金権を守る鍵です。

市町村への届出を忘れた人の加入もれなどを防ぐため、個別にお知らせすることや、年金に関するご相談等にも迅速に対応できます。

ポイント 2
基礎年金番号は、加入制度を移ってもそのまま。

ひとりひとりの年金加入記録を整理するための番号です。転職等で加入している年金制度が変わっても、この番号一つで年金に関する手続き、照会ができるようになります。

ポイント 3
基礎年金番号は、厳重に情報管理を行います。

年金関係の個人情報については、ご本人以外には提供しないことや、専用のシステムを使用するなど、プライバシーの保護には万全を期しています。

ポイント 4
基礎年金番号に変わるための特別な手続きは不要。

公的年金に加入している方、年金を受給されている方が対象になりますが、特別な手続きは不要です。

☆詳しいお問い合わせは、
「秋社会保険事務所」

☎758 萩市江向323-1
☎0838-2412156